



産科医療LABOについて

産科医療補償制度とは

原因分析報告書とは

脳性まひとは

妊娠・出産のトラブル

相談の流れ・費用

解決事例

コラム

TOP > コラム



産科医療補償制度の補償対象となる「重症度の基準」って?

2024.03.19

#脳性まひ #産科医療補償制度

産科医療補償制度の補償対象となるには3つの基準があります。

1. 補償対象基準を満たすこと(在胎週数や出生体重)
2. 除外基準に該当しないこと(先天性要因や新生児期の要因によるものではないこと)
3. 重症度の基準を満たすこと

3つ目の重症度の基準は、それぞれの事例ごとに判断が異なり、明確な基準がありません。
ここでは、基本的な考え方とともに、どんな状態が基準を満たすのか紹介します。

「重症度の基準」とは

身体障害者程度等級1級または2級相当の状態が5歳以降も継続することが明らかであるかどうかを判断するための基準です。

身体障害認定基準はあくまでも目安となり、産科医療補償制度独自の診断基準があります。

具体的には、「将来実用的な歩行が不可能な児、およびある程度の歩行が可能であっても上肢の著しい障害がある児を補償対象とする」とされていますが、その診断基準には、「実用的な歩行」や、「著しい障害」など、イメージしづらい表現が含まれています。

そこで、産科医療補償制度では「実用的な歩行」や「著しい障害」を以下のように説明しています。

実用的な歩行

「器具や歩行補助具(杖、歩行器)を使用しない状況で、立ち上がって、立位保持ができ、10メートル以上つかまらずに歩行し、さらに静止することを全てひとりでできる状態」

著しい障害

一つの腕(一上肢)…「握る程度の簡単な動き以外はできない状態」

一つの足(一下肢)…「4歳から5歳未満のとき、手すりにすがらなければ階段を上がることが困難な場合」

基本的な考え方

運動障害を「下肢・体幹」と「上肢」に分けてそれぞれの障害の程度によって判定します。

それぞれ単独では「重症度の基準」を満たしていない場合でも、「下肢・体幹」と「上肢」の障害を総合的に判断した結果、基準を満たすと判定されることもあります。

低緊張型脳性麻痺の場合(力が入らない状態の麻痺)

診断や障害程度の判定が難しいことから、原則として3歳以降の診断にもとづいて判断されます。

「重症度の基準」の判断目安

産科医療補償制度から判断の目安となる資料が公開されています。

例えば、介助なしでは一人で食事をとることができないような場合や、4歳ごろに下肢器具や歩行補助具がないと歩く・止まる・方向転換をすることが困難な状態は、重症度の基準を満たすと考えられています。

補償対象となる3つの基準

「重症度の基準」の判断目安

以下に該当する場合は、「重症度の基準」を満たす可能性が高くなります。

① 下肢・体幹運動に関する判断目安

それぞれの診断時期ごとに判断の目安を設けています。

年齢	「重症度の基準」を満たすと考えられる児の状態
6ヶ月から1歳未満	重力に抗して腰部のコントロールが困難である
1歳から3歳未満	床面を離れる、体幹を離れることが困難である

1歳から1歳6ヶ月未満	寝返りをきめ、体幹を動かすことが困難である
1歳6ヶ月から2歳未満	歩行の際に手をつけた状態であっても介助なしでは坐位姿勢保持が困難である
2歳から3歳未満	寝ている状態から介助なしに坐位に起き上がることが困難である
3歳から4歳未満	つかまつ立ち、交互性の四つ違い歩き、歩行補助具での移動（介助あり）の全ての動作が困難である
4歳から5歳未満	下駄器具や歩行補助具を使用しなければ、安定した歩行や運転が停止、スマーズな方向転換が困難である

② 上肢運動に関する判断目安

「上肢のみ」の障害か、「両上肢」の障害かによって目安が異なります。

障害のある上肢	「重症度の基準」を満たすと考えられる児の状態
一上肢のみの障害	障害側の基本的な機能が全滅している
両上肢の障害	脳性麻痺による運動機能障害により、食事摂取動作が一人では困難で、かなりの介助を要する

③ 下肢・体幹および上肢運動の総合的な判断

総合的な判断により重症度の基準を満たすと考えられる児の状態（片麻痺の場合）

障害側の一上肢に著しい障害がある、かつ筋骨側の一下肢に著しい障害がある
※一上肢の著しい障害とは「轍る程度の機能的動き以外はできない状態」。一方下肢の著しい障害とは「4歳から5歳未満のとき、手すりにしがななければ階段を上ることが困難な場合」とします。



出典：産科医療補償制度「[補償申請検討ガイドブック](#)」

どうやって「重症度の基準」を満たしているかを判断しているの？

お子様の脳性麻痺の型、麻痺の部位、合併症の有無など、小児科の主治医が作成してくれる診断書の所見をもとに診断時の年齢・月齢に応じて審査します。また、歩行や日常の介助の様子などがわかる写真や動画の提出が保護者に求められることもあります。

補償の対象になるのか迷ったときはどうすれば良い？

出産した分娩機関や、お子様の発達や障害にかかる診察を受けている場合は主治医に相談してみましょう。
産科医療LABOでは、産科医療補償制度の申請からお手伝いしています。ご不明点やご質問に無料でお答えしていますのでLINEからお気軽にお問い合わせください。



LINEでご質問・お問い合わせを受付しています。QRコードまたは以下のリンクから公式アカウントより、産科・出産トラブルで分からぬことや相談したいことがありますたら、トークルームにお気軽にお問い合わせください。メッセージをお待ちしています。ご利用は無料です。

<https://lin.ee/3BootBA>



前へ

次へ



弁護士法人富永愛法律事務所
産科医療LABO 医療過誤 医療事故

弁護士法人富永愛法律事務所
〒569-0803 大阪府高槻市高槻町11番20号
第2領家ビル401号
tel.072-682-6233

- 産科医療LABOについて
- 産科医療LABOについて
- ご接扱・弁護士紹介
- 事業所概要
- 医療顧問
- 産科医療補償制度とは
- 原因分析報告書とは
- 脳性まひとは
- 妊娠・出産のトラブル
- 相談の流れ・費用
- 相談から解決までの流れ
- 費用
- Q&A
- 解決事例
- 判例
- コラム
- 弁護士向けサポート
- サイトマップ
- プライバシーポリシー

相談のお申し込み

>



Copyright © SANKAIRYO LABO